

令和 4 年度

株式会社環境サービス 寄居工場

環境調査

報 告 書

令和 4 年 11 月

株 式 会 社 I M I C

4. 調査方法

4-1.騒音レベル

騒音の測定は「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 厚・農・通・運告示第 1 号）及び JIS Z 8731 に準拠した。

測定は表 4-1 に示す普通騒音計に測定値をメモリし、持ち帰り解析した。騒音の大きさは、騒音の発生状況から「90%レンジの上端の数値（ L_{A5} ）を測定値とした。

表 4-1 測定使用機器

使用機器	形式及びメーカー	測定条件等
普通騒音計	NL-21（リオン）	周波数重み特性：A 時間重み特性：F

4-2.振動レベル

振動の測定は「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年 環境庁告示第 90 号）及び JIS Z 8735 に準拠した。

測定は表 4-2 に示す振動レベル計に測定値をメモリーし、持ち帰り解析した。振動の大きさは、振動の発生状況から「80%レンジの上端の数値（ L_{10} ）を測定値とした。

表 4-2 測定使用機器

使用機器	形式及びメーカー	測定条件
振動レベル計	VM-53A（リオン）	測定方向：Z（鉛直）

4-3.悪臭（特定悪臭物質、臭気濃度）

特定悪臭物質の測定は「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和 47 年 環境庁告示第 9 号）、臭気濃度は「埼玉県告示第 604 号」（平成 14 年）及び「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」（平成 7 年 環境庁告示第 63 号）により実施した。

4-4.水質（排水）

水質の分析は、JIS K 0102、環境庁告示第 59 号（昭和 47 年）及び下水試験方法により実施した。

5. 調査結果

5-1.騒音レベル

騒音の調査結果を表 5-1 に示す。

表 5-1 騒音レベル調査結果

地点	時間区分	測定時刻	騒音レベル $L_{A5}(\text{dB})$	規制基準
仮想敷地境界 No.7	朝	7:35～7:40	47	60
	昼間	8:00～8:05	48	65
	夕方	21:46～21:51	41	60
	夜間	22:00～22:05	39	50

注) 1.規制基準は騒音規制法における近隣商業区域の基準値。

[コメント]

・結果は、規制基準を下回っていた。

5-2.振動レベル

振動の調査結果を表 5-2 に示す。

表 5-2 振動レベル調査結果

地点	時間区分	測定時刻	振動レベル $L_{10}(\text{dB})$	規制基準
仮想敷地境界 No.7	夜間	7:35～7:40	25 未満	60
	昼間	8:00～8:05	25 未満	65
	夜間	21:46～21:51	25 未満	60
		22:00～22:05	25 未満	

注) 1. 規制基準は振動規制法における近隣商業区域の基準値。

[コメント]

・結果は、規制基準を下回っていた。

5-3.悪臭

特定悪臭物質及び臭気濃度の調査結果を表 5-3 に示す。

表 5-3 悪臭 調査結果

(単位：ppm、臭気濃度除く)

悪臭物質		調査結果	規制基準
アンモニア		0.05 未満	1
メチルメルカプタン		0.0002 未満	0.002
硫化水素		0.002 未満	0.02
硫化メチル		0.001 未満	0.01
二硫化メチル		0.0009 未満	0.009
トリメチルアミン		0.0005 未満	0.005
アセトアルデヒド		0.005 未満	0.05
スチレン		0.04 未満	0.4
ノルマル酪酸		0.0001 未満	0.002
ノルマル吉草酸		0.00009 未満	0.002
イソ吉草酸		0.0001 未満	0.004
臭気濃度	仮想敷地境界 No.7	10 未満	20
	気体排出口	55	500
(参考) 臭気指数	仮想敷地境界 No.7	10 未満	15
	気体排出口	17	27

注) 1.規制基準のうち、特定悪臭物質は悪臭防止法における農業振興地域の基準値。

臭気濃度は、近隣商業地域の基準値。

2.参考に臭気指数規制値を示した。

[コメント]

・結果は、特定悪臭物質及び臭気濃度とも、規制基準を下回っていた。

5-4.水質（排水）

水質（排水）の調査結果を表 5-4 に示す。

表 5-4 水質（排水） 調査結果

調査結果	調査結果	規制値
水素イオン濃度(pH)	7.0	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量 (BOD)	0.7	20
化学的酸素要求量 (COD)	6.3	—
浮遊物質 (SS)	1	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油)	1 未満	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油)	1 未満	—
フェノール類含有量	0.025 未満	—
銅含有量	0.01 未満	—
亜鉛含有量	0.01	—
鉄及びその化合物	0.1 未満	—
マンガン及びその化合物	0.05 未満	—
クロム含有量	0.05 未満	—
窒素含有量	8.8	—
ふっ素及びその化合物	0.1 未満	—

注) 1.規制値のうち、pH と BOD は埼玉県浄化槽設置指導要領に定める水質基準。

[コメント]

・結果は、全ての項目で、規制値を下回っていた。

【分析等機関】

分析区分	調査機関名	住所等
騒音	CALEC 合同会社	群馬県藤岡市藤岡 786 番地 1
振動		
臭気濃度		
特定悪臭物質	東京テクニカルサービス(株) 分析所	東京都江戸川区西葛西 7-29-17
水質	(株)環境公害センター	愛知県名古屋市守山区花咲台二丁目 201 番地